

## 令和4年度青森市教育旅行造成支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東北地方（青森県を除く）から青森市への教育旅行誘致を図るため、東北地方の小・中学校が実施する青森市内の教育旅行を企画・運営する旅行事業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、もって本市の観光産業の維持発展に資することを目的とする。

### (助成金対象者)

第2条 この要綱による助成金の交付の対象となる者は、次条に規定する業務を行う旅行事業者（以下「対象事業者」という。）とする。（市税に未納の額がないものに限る。）

### (助成対象)

第3条 対象事業者が行う助成金交付の対象となる業務は、次の各号に掲げる条件を満たす、青森市への小・中学校の教育旅行（以下「対象旅行」という。）とする。

- (1) 東北地方（青森県を除く）にある小・中学校の教育旅行であること。
- (2) 旅行出発日が令和4年5月1日から令和5年3月9日までであること。
- (3) 旅行終了日が令和5年3月10日までであること。
- (4) 本市に所在する旅館、ホテル等（以下「宿泊施設」という。）に1泊以上宿泊すること。
- (5) 本市に所在する観光施設等を1箇所以上訪問すること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象旅行の延べ利用児童・生徒数（添乗員等対象旅行に係る業務に従事する者及び引率の者を除く。）に、一人当たり2,000円を乗じた額とする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、助成の対象となる教育旅行の実施日の10日前までに、青森市教育旅行造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）、教育旅行実施計画書（様式第2号）、対象旅行の企画概要を明らかにした資料及び市税に係る完納証明書（申請日から3箇月前までのもの）を、青森市観光振興会議会長（以下、「会長」という）に申請しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 会長は、対象事業者から第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査して助成金交付の可否を決定し、文書により当該対象事業者（以下「助成事業者」という。）へ通知するものとする。

(対象旅行の内容変更)

第7条 助成事業者は、助成金交付の決定を受けた対象旅行の内容に変更が生じたときは、青森市教育旅行造成支援事業助成金変更（廃止）申請書（様式第3号）に、変更後の対象旅行の変更点及び企画概要を明らかにした資料を添えて、速やかに会長に届け出てその承認を受けなければならない。

2 第6条の規定は、前項の場合に準用する。

(業務実績報告)

第8条 助成事業者は、対象商品について業務を実施したときは、実施終了日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、業務実績報告書（様式第4号）に、宿泊施設が証明した宿泊者証明書（様式第5号）又は宿泊施設利用を証明できる書類を添えて、会長に報告しなければならない。

(助成金交付額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により報告を受けたときは、速やかに業務実施状況の確認を行い、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者へ通知するものとする。

2 会長は、前項の助成金の額の確定に当たっては、第6条の規定により交付の決定をした場合において対象旅行の要件を満たす教育旅行であっても、旅行の結果（天候、不慮の事故等の止むを得ない事由により旅行行程に変更が生じた場合を除く。）としてその全部又は一部が対象旅行の要件を満たさない教育旅行であるときは、当該教育旅行を助成金交付の対象としない。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、前条の助成金の額の確定の通知を受けたときは、請求書（様式第6号）により会長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 会長は、前条の規定により助成事業者から助成金の請求を受けたときは、請求のあった日から30日以内に助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第12条 会長は、助成金の交付の決定又は交付を受けた助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の決定を取消し又は交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 申請書類等に虚偽があったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他、助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和4年4月25日から実施する。